

収入基準

入居しようとする世帯全員（内縁関係にある者、婚姻の予約者も含む）の合計所得額が、（表 1）の収入基準額の範囲内でなければなりません。

住宅別（表 1）	一般世帯	※2 高齢者・障害者等の世帯
市営住宅（※1 収入月額）	158,000 円以下	214,000 円以下
改良住宅（※1 収入月額）	114,000 円以下	139,000 円以下

※1 収入月額とは、世帯全員の年間収入金額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を 12(12 カ月)で割った額のこと。

※2 入居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は収入月額が「158,000 円以下」から「214,000 円以下」に緩和されます。

- ①入居者または同居者が障害者（身体障害の程度が 1 級から 4 級、精神障害 1 級または 2 級、および知的障害の程度が \textcircled{A} 、A または B）である場合
- ②入居者が満 60 歳以上の方（入居指定日の前日時点）で、かつ、同居者全員が満 60 歳以上（入居指定日の前日時点）、または、18 歳未満（入居指定日の前日時点）の方である場合
- ③同居者に小学校就学前の方（入居指定日現在）がいる場合
- ④その他（詳しくはお問い合わせください。）

戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者など

収入月額の計算方法

(1) 申込み世帯の総収入は次の①～⑦のうちどれに該当しますか？

注意 { 家族全員の収入を、個別に計算して合計してください。
1 人で給与と年金の 2 種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計してください。

給与・事業所得

(①～③の方は 9 ページの収入月額を算出するに進んでください)

①	給与所得 (パート・アルバイト含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「 所得控除後の金額 」が年間所得金額です。 市町村役場発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「 所得金額 」がそのまま年間所得金額です。			
②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま年間所得金額に当たります。			
③	昨年 1 月 2 日以降に 事業又は営業を開始 した場合	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">事業を営んだ月数の年間収入金額から推定年間所得金額を算出</td> <td style="width: 20%; border: none; text-align: center;"> $\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 =$ </td> <td style="width: 40%; border: none; text-align: right;">推定年間所得金額</td> </tr> </table>	事業を営んだ月数の年間収入金額から推定年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 =$	推定年間所得金額
事業を営んだ月数の年間収入金額から推定年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 =$	推定年間所得金額			

(④～⑤の方は下記の通り算出し、8 ページを参考に年間所得金額を計算して下さい)

④	昨年 1 月 2 日以降に 就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} =$	推定年間収入金額
⑤	就職後 1 ヶ月に満たず、まだ 1 ヶ月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を 12 倍する	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$	

年金所得

(⑥の方は非課税年金ですので、年間所得金額はゼロとなります)

⑥	遺族年金、障害者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者
---	-----------------------------------

(⑦の方は 8 ページの＜公的年金等の場合＞を参考に年間所得金額を計算して下さい)

⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者
---	----------------------------

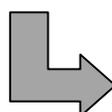
①総収入金額から端数整理してください。(給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません)

1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上 ~ 1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上 ~ 1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上 ~ 1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円~6,599,999 円の場合：下記の計算を行い端数整理する ※推定年間収入を 4,000 で除して少数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 (例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532 \times 4,000 = 2,128,000$	
6,600,000 円以上	端数整理しない



②端数処理が終わりましたら、下記の計算式で年間所得金額を算出します。

年間収入金額	年間所得金額
650,999 円以下	0
651,000 円以上 ~ 1,627,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 - 650,000
1,628,000 円以上 ~ 1,799,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.6$
1,800,000 円以上 ~ 3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.7 - 180,000$
3,600,000 円以上 ~ 6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.8 - 540,000$
6,600,000 円以上 ~ 9,999,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$

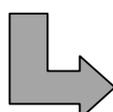


年間所得金額 円

<公的年金等の場合>

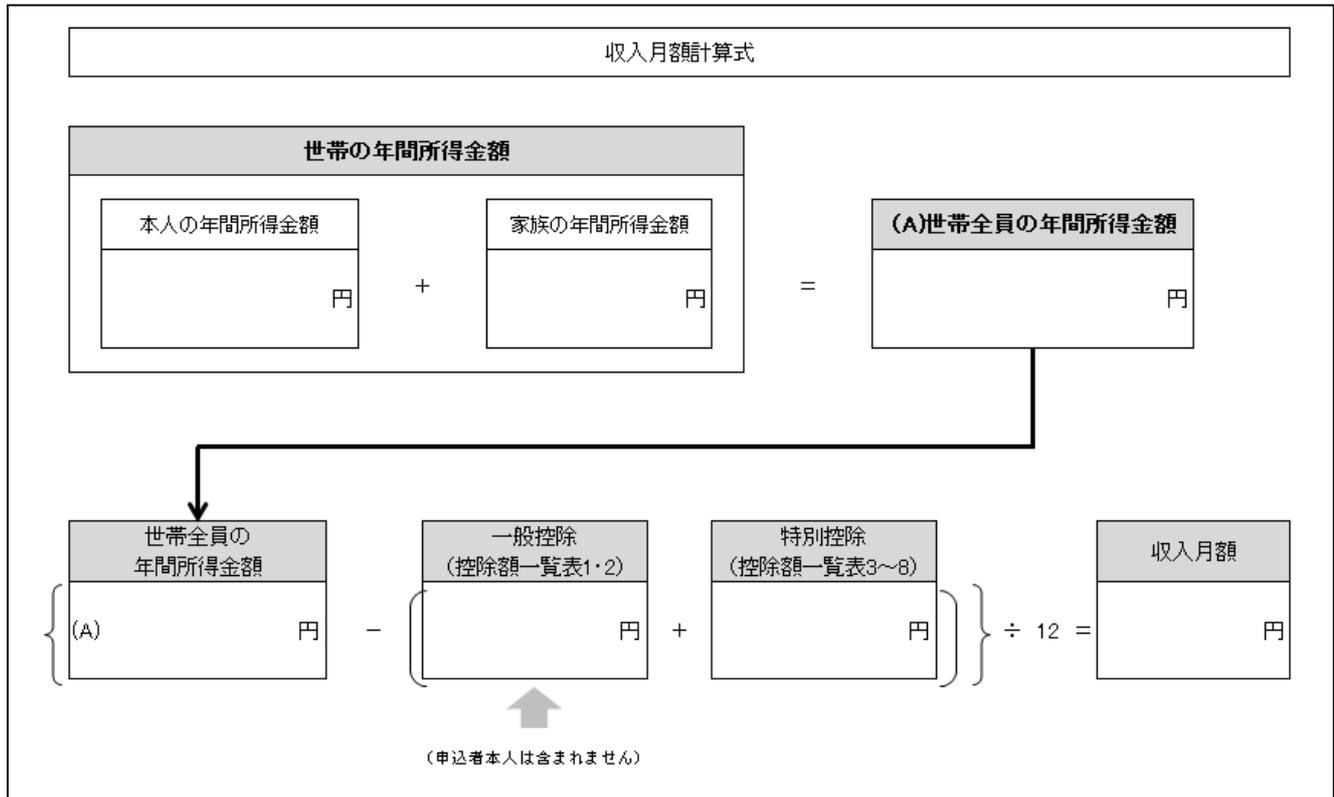
公的年金の源泉徴収票の支払金額を下記の計算式に当てはめて年間総所得金額を算出してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間総所得金額
65 歳以上の方	1,200,000 円以下	0
	1,200,001 円以上 ~ 3,299,999 円以下	年金額 - 1,200,000
	3,300,000 円以上 ~ 4,099,999 円以下	年金額 $\times 0.75 - 375,000$
	4,100,000 円以上 ~ 7,699,999 円以下	年金額 $\times 0.85 - 785,000$
65 歳未満の方	700,000 円以下	0
	700,001 円以上 ~ 1,299,999 円以下	年金額 - 700,000
	1,300,000 円以上 ~ 4,099,999 円以下	年金額 $\times 0.75 - 375,000$
	4,100,000 円以上 ~ 7,699,999 円以下	年金額 $\times 0.85 - 785,000$



年間所得金額 円

<収入月額を算出する>



下記の家族構成で収入月額を算出した場合の計算例

※昨年1月2日以前から職場を変えずに働いており、年金も貰っている方の場合。

[家族構成]

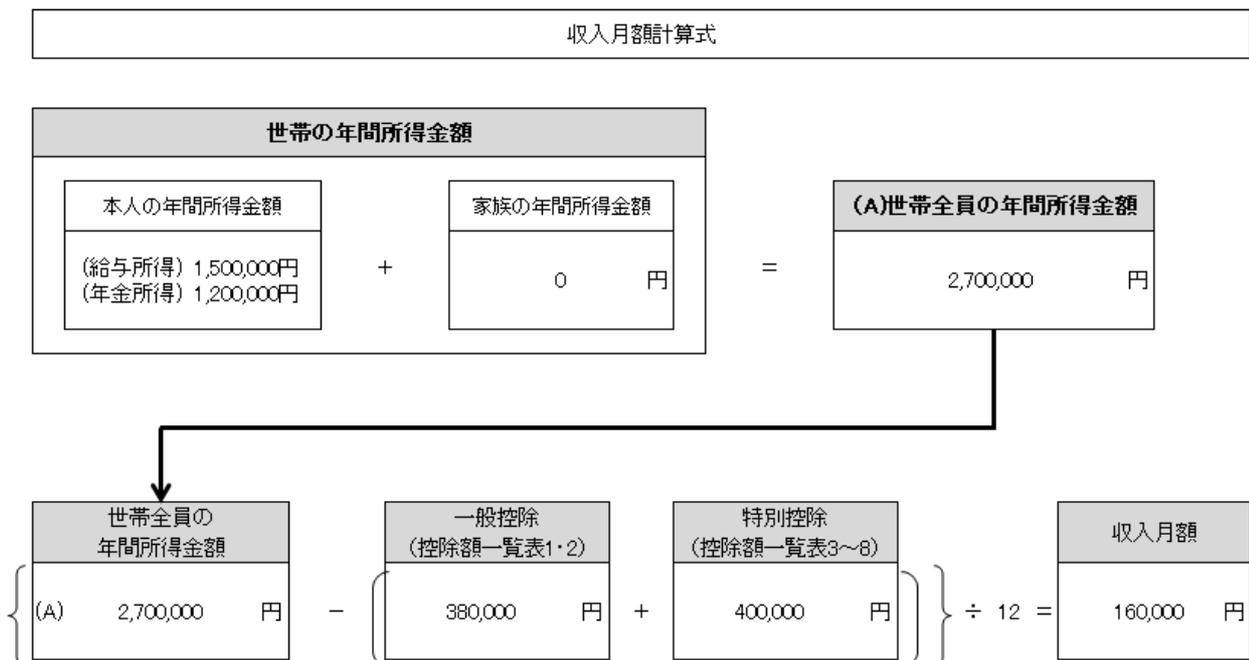
名義人 : 62歳
名義人の妻 : 60歳

[世帯員の年間総所得]

名義人 : 給与所得 1,500,000円
年金所得 1,200,000円
名義人の妻 : 0円

【その他】

身体障害者1級の手帳を持っている



控 除 額 一 覧 表

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	1、同居親族	申込み住宅に同居する、申込み本人以外の方	38万円
	2、同居しない扶養親族	申込み住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
特別控除	3、老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上の方	10万円
	4、特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円
	5、障害者	申込者本人、同居親族および同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された方 (イ) 2、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) 3～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (オ) 年齢65歳以上で障害の程度が(ア)(ウ)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	27万円
	6、特別障害者	申込者本人、同居親族および同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された方 (エ) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢65歳以上で障害の程度が(ア)(ウ)(エ)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	40万円
	7、寡婦	申込者本人または同居親族で次の <u>いずれか</u> に当てはまる方 (ア) 夫と死別、または離婚してから婚姻していない方か、夫の生死が不明な方で、扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除配偶者や扶養親族とされていたり、年間所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)がいる方。 (イ) 夫と死別してから婚姻していない方か、夫の生死が不明な方で年間所得の見積額が500万円以下の所得の方。この場合は、扶養親族等がなくても「寡婦」とされます。 (ウ) 非婚の母で、現在も婚姻しておらず、生計を一にする子(所得金額が38万円以下の者で他の控除対象配偶者又は扶養親族でない人)がいる方	27万円 所得額が27万円未満の場合は、その所得額
	8、寡夫	申込者本人または同居親族で次の <u>すべて</u> にあてはまる方 (ア) 妻と死別または離婚してから婚姻していない方か、妻の生死が不明である方、或いは非婚の父で、現在も婚姻していない方 (イ) 生計を一にする子(他の人の控除配偶者や扶養親族とされていたり、年間所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)がいる方 (ウ) 年間所得の見積額が500万円以下である方	27万円 所得額が27万円未満の場合は、その所得額